

防衛省訓令第4号

自衛隊法（昭和29年法律第165号）第31条第2項及び第36条第2項並びに自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号）第24条第2項、第25条、第26条第3項、第27条第1項第9号、第31条及び第36条の規定に基づき、一般曹候補生である自衛官の任用等に関する訓令を次のように定める。

平成19年1月31日

防衛大臣 久間 章生

一般曹候補生である自衛官の任用等に関する訓令

（趣旨）

第1条 この訓令は、一般曹候補生である自衛官の任用等に関し必要な事項を定めるものとする。

（一般曹候補生）

第2条 陸曹候補者、海曹候補者又は空曹候補者として2等陸士、2等海士又は2等空士に採用される陸上自衛官、海上自衛官又は航空自衛官（次の各号に掲げる

者を除く。)を、それぞれ一般陸曹候補生、一般海曹候補生及び一般空曹候補生という。

(1) 航空学生たる自衛官の任用等に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第28号）第1条第1項に規定する航空学生である海上自衛官及び航空自衛官

(2) 一般曹候補学生である自衛官の任用等に関する訓令（昭和50年防衛庁訓令第24号）第2条第1項に規定する一般陸曹候補学生である陸上自衛官、一般海曹候補学生である海上自衛官及び一般空曹候補学生である航空自衛官

(3) 曹候補士である自衛官の任用等に関する訓令（平成2年防衛庁訓令第10号）第2条第1項に規定する陸曹候補士である陸上自衛官、海曹候補士である海上自衛官及び空曹候補士である航空自衛官

(4) 陸上自衛隊看護学生の任用等に関する訓令（昭和32年陸上自衛隊訓令第17号）第2条第1項に規定する陸上自衛隊看護学生である陸上自衛官

2 前項に規定する一般陸曹候補生、一般海曹候補生及

び一般空曹候補生を一般曹候補生と総称する。

(任用期間)

第3条 一般曹候補生は、自衛隊法第36条第2項に規定する防衛大臣の定める者とする。

(任用)

第4条 一般曹候補生試験に合格した者は、2等陸士、2等海士又は2等空士である自衛官に採用し、一般曹候補生を命ずる。ただし、合格した者が自衛官である場合は、その者の現階級において又はこれと同位の階級の陸上自衛官、海上自衛官若しくは航空自衛官に異動させて一般曹候補生を命ずる。

2 一般曹候補生である自衛官の採用及び一般曹候補生の命免並びに一般曹候補生の任命に際しての補職及び教育入隊の発令は、陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊の区分に応じ、次の各号に定める者が行う。

(1) 陸上自衛隊 方面総監（防衛大臣直轄の部隊（方面隊を除く。）及び機関に所属する一般陸曹候補生である自衛官について一般陸曹候補生を免ずる場合

には、陸上幕僚長)

(2) 海上自衛隊 地方総監

(3) 航空自衛隊 航空教育集団司令官 (一般空曹候補

生を免ずる場合には、任命権に関する訓令 (昭和3

6年防衛庁訓令第4号) 第30条第1項に規定する

者)

(試験)

第5条 一般曹候補生試験の方法は、筆記試験、身体検査、口述試験及び適性検査とする。

2 筆記試験は、国語、数学及び英語の3科目につき学校教育法 (昭和22年法律第26号) に定める高等学校卒業程度の学力について行う。

3 身体検査は、自衛官等の採用のための身体検査に関する訓令 (昭和29年防衛庁訓令第14号) 別表第1に規定する一般自衛官等合格基準により行う。

4 一般曹候補生試験は、陸上幕僚長が実施する。

(受験資格)

第6条 一般曹候補生試験を受けることのできる者は、

日本の国籍を有する者で一般曹候補生試験を受ける年の翌年4月1日において18歳以上27歳未満のものとする。

(教育訓練)

第7条 一般曹候補生の教育訓練に関しては、陸上自衛隊の教育訓練に関する訓令（昭和38年陸上自衛隊訓令第10号）、海上自衛隊の教育訓練に関する訓令（昭和42年海上自衛隊訓令第4号）又は航空自衛隊の教育訓練に関する訓令（昭和41年航空自衛隊訓令第3号）に定めるところによる。

(昇任)

第8条 第4条第1項本文の規定により一般曹候補生として採用された者の昇任は、次の各号に定めるところによる。

(1) 1等陸士、1等海士又は1等空士 採用後おおむね6月

(2) 陸士長、海士長又は空士長 1等陸士、1等海士
又は1等空士に昇任後おおむね6月

(3) 3等陸曹、3等海曹又は3等空曹 陸士長、海士長又は空士長に昇任後防衛大臣が別に定めるところによる。

2 第4条第1項ただし書の規定により一般曹候補生を命ぜられた者の昇任については、次の各号に定めるところによる。

(1) 1等陸士、1等海士又は1等空士 前項第1号に定める月数から2等陸士、2等海士又は2等空士として任命されていた期間を減じた期間を経過したとき（2等陸士、2等海士又は2等空士として任命されていた期間が同号に定める月数を超える場合には、一般曹候補生を命ぜられたとき。）。

(2) 陸士長、海士長又は空士長 前項第2号に定める月数から1等陸士、1等海士又は1等空士として任命されていた期間を減じた期間を経過したとき（1等陸士、1等海士又は1等空士として任命されていた期間が同号に定める月数を超える場合には、一般曹候補生を命ぜられたとき。）。

(3) 3等陸曹、3等海曹又は3等空曹 第4条第1項

本文の規定により採用された同期の者が前項第3号の規定により3等陸曹、3等海曹又は3等空曹に昇任するとき。

(一般曹候補生を免ずる場合)

第9条 一般曹候補生が次の各号のいずれかに該当する場合には、一般曹候補生を免ずるものとする。

(1) 成績の不良又は心身の故障のため第7条に定める所定の教育訓練を修了する見込みがないと認められる場合

(2) 一般曹候補生としてふさわしくない行為があった場合

(3) 前各号のほか、一般曹候補生として必要な適格性を欠く場合

(委任規定)

第10条 この訓令の実施に関し必要な事項は、陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長が定める。ただし、一般曹候補生試験の実施に関し必要な事項は、陸上幕

僚長が海上幕僚長及び航空幕僚長と協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この訓令は、平成19年4月9日から施行する。
- 2 勤務評定に関する訓令（昭和33年防衛庁訓令第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「）である自衛官」の次に「及び一般曹候補生である自衛官の任用等に関する訓令（平成19年防衛省訓令第4号）第2条第1項に規定する一般陸曹候補生、一般海曹候補生又は一般空曹候補生（以下「一般曹候補生」という。）である自衛官」を加える。

第10条第2項中「及び曹候補士である自衛官（以下「准尉、曹及び曹候補士」を「、曹候補士である自衛官及び一般曹候補生である自衛官（以下「准尉、曹、曹候補士及び一般曹候補生」に改める。

第14条中「である自衛官」の次に「又は一般曹候補生である自衛官」を加える。

別記様式第2中「(准尉、曹及び曹候補士である自衛官用)」を「(准尉、曹、曹候補士及び一般曹候補生である自衛官用)」に改める。

- 3 任命権に関する訓令(昭和36年防衛庁訓令第4号)の一部を次のように改正する。

第1条第2項中「一般曹候補学生、曹候補士」の次に「、一般曹候補生」を、「曹候補士である自衛官の任用等に関する訓令(平成2年防衛庁訓令第10号)」の次に「、一般曹候補生である自衛官の任用等に関する訓令(平成19年防衛省訓令第4号)」を加える。

- 4 一般曹候補学生である自衛官の任用等に関する訓令(昭和50年防衛庁訓令第24号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「陸曹候補士である陸上自衛官」の次に「、一般曹候補生である自衛官の任用等に関する訓令(平成19年防衛省訓令第4号)第2条第1項に規定する一般陸曹候補生である陸上自衛官」を加え、「及び曹候補士である自衛官の任用等に関する訓令第

2 条第 1 項に規定する海曹候補士」を「、曹候補士である自衛官の任用等に関する訓令第 2 条第 1 項に規定する海曹候補士である海上自衛官及び一般曹候補生である自衛官の任用等に関する訓令第 2 条第 1 項に規定する一般海曹候補生」に、「及び曹候補士である自衛官の任用等に関する訓令第 2 条第 1 項に規定する空曹候補士」を「、曹候補士である自衛官の任用等に関する訓令第 2 条第 1 項に規定する空曹候補士である航空自衛官及び一般曹候補生である自衛官の任用等に関する訓令第 2 条第 1 項に規定する一般空曹候補生」に改める。

第 4 条第 2 項中「一般曹候補学生である自衛官の採用及び」を削る。

第 5 条及び第 6 条を次のように改める。

第 5 条及び第 6 条 削除

5 自衛官等の心理適性検査に関する訓令（昭和 51 年防衛庁訓令第 37 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「曹候補士」を「一般曹候補生」に

改める。

別表採用検査の項中「曹候補士」を「一般曹候補生」に改め、同表職務検査の項中「並びに曹候補士」を「、曹候補士並びに一般曹候補生」に改める。

- 6 防衛記念章の制式等に関する訓令（昭和56年防衛庁訓令第43号）の一部を次のように改正する。

附図2(1)イ中「海曹候補士である自衛官」の次に「及び一般曹候補生である自衛官の任用等に関する訓令（平成19年防衛省訓令第4号）第2条第1項に規定する一般海曹候補生である自衛官」を加える。

- 7 曹候補士である自衛官の任用等に関する訓令（平成2年防衛庁訓令第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「一般陸曹候補学生である陸上自衛官」の次に「、一般曹候補生である自衛官の任用等に関する訓令（平成19年防衛省訓令第4号）第2条第1項に規定する一般陸曹候補生である陸上自衛官」を加え、「及び一般曹候補学生である自衛官の任用等に

関する訓令第2条第1項に規定する一般海曹候補学生」を「、一般曹候補学生である自衛官の任用等に関する訓令第2条第1項に規定する一般海曹候補学生である海上自衛官及び一般曹候補生である自衛官の任用等に関する訓令第2条第1項に規定する一般海曹候補生」に、「及び一般曹候補学生である自衛官の任用等に関する訓令第2条第1項に規定する一般空曹候補学生」を「、一般曹候補学生である自衛官の任用等に関する訓令第2条第1項に規定する一般空曹候補学生である航空自衛官及び一般曹候補生である自衛官の任用等に関する訓令第2条第1項に規定する一般空曹候補生」に改める。

第4条第2項中「曹候補士である自衛官の採用及び」を削る。

第5条及び第6条を次のように改める。

第5条及び第6条 削除

8 陸曹候補生に関する訓令（昭和36年陸上自衛隊訓令第8号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「陸曹候補士」の次に「、一般陸曹候補生」を加える。